

広島県告示第七百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
令和四年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
栗原本通薬局	尾道市栗原東二丁目一番二八号	令和四年九月一八日
ひまわり薬局	大竹市南栄一丁目八番七号	令和四年九月一日
おかざき脳神経クリニック	安芸郡府中町桃山一丁目四番一八号 メデイカルモートル向洋駅北二階	令和四年一〇月一日
ウォンツ薬局メデイカルモートル 向洋駅北店	安芸郡府中町桃山一丁目四番一八号	令和四年一〇月一日